

【指定介護予防支援・第一号介護予防支援事業所 佐倉市志津南部地域包括支援センター運営規程】

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人富裕会が開設する佐倉市志津南部地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師等、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の事業に関する知識を有する従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者及び基本チェックリストの記入内容が事業対象者の基準に該当した者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの担当職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り住み慣れた地域・居宅において、生きがいや何らかの役割を持った自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の実体的な選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行うこととする。

(センターの名称等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称：佐倉市志津南部地域包括支援センター
- 2 所在地：佐倉市上志津1672番地7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名(常勤1名(主任介護支援専門員と兼務))

管理者は、センターの担当職員その他の従業者の管理、利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。

2 担当職員 9名(常勤9名)

保健師または地域ケアの経験を有する看護師 2名(常勤)

主任介護支援専門員 2名(常勤)

社会福祉士 4名(常勤)

介護支援専門員 1名(常勤)

担当職員は指定介護予防支援または介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

日曜日から金曜日までとする。(ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。)

2 営業時間

午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容)

第6条 指定介護予防支援の提供方法は次のとおりとする。

1 提供方法は、佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例(平成26年12月17日佐倉市条例第36号)に従って実施するものとする。

2 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内又は利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。

3 サービス担当者会議について

(1) 開催場所は、第3条に規定するセンター内、介護予防サービス事業所又介護予防・生活支援サービス事業所内、若しくは、利用者の居宅とする。

(2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(3) 担当職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回
- ③ サービスの評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1か月に1回
- ⑥ 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(介護予防ケアマネジメントの提供方法、内容)

第7条 介護予防ケアマネジメントの提供方法は次のとおりとする。

- 1 提供方法は、佐倉市第一号介護予防支援事業（志津南部圏域）に従って実施するものとする。
- 2 利用者の相談を受ける場所は第3条に規定するセンター内、利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 3 サービス担当者会議について

- (1) 開催場所は、第3条に規定するセンター内、介護予防サービス事業所又介護予防・生活支援サービス事業所内、若しくは、利用者の居宅とする。
- (2) サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。

(3) 担当職員による居宅訪問頻度等

- ① 提供開始月
- ② 提供開始月の翌月から起算して3か月に1回
- ③ サービスの評価期間が終了する月
- ④ 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施する。

- ⑤ モニタリングの結果記録 少なくとも1か月に1回
- ⑥ 介護予防ケアマネジメントを提供した場合の利用料の額は、市が定める基準

に定めるものとし、当該介護予防ケアマネジメントが法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、佐倉市志津南部圏域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防新または介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止)

第10条 センターは利用者に対する虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上）実施すること。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 センターは、担当職員の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 担当職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、担当職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 センターは、指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人富裕会と佐倉市志津南部地域包括支援センターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

一部改訂

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

一部改訂

この規定は、令和3年4月1日から施行する。

一部改訂

この規定は、令和3年10月1日から施行する。

一部改訂

この規定は、令和6年4月1日から実施する。